

営繕工事に係る情報共有システム試行要領

1. 趣旨

この試行要領は、ASP方式の情報共有システムを活用することで、受注者の建設現場等での生産性向上や、発注者の書類管理の負担等を軽減することを目的として、情報共有システムの試行に必要な事項を定めたものである。記載のないものについては、「営繕工事に係る情報共有システムの試行に関する特記仕様書」および「営繕工事に係る情報共有システム活用ガイドライン」に基づき実施する。

2. 用語の定義

(1) 情報共有システム

監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

(2) ASP(アプリケーションサービスプロバイダ)方式

情報共有システム提供者が情報共有システムの機能をネットワーク経由で提供する方式をいう。

3. 試行対象

鳥羽市が発注する公共建築工事、建築設計業務に適用する。ただし、受注者は、契約後の事前協議において監督員と協議し、対象外とすることができる。

4. 対象書類

対象とする書類は工事帳票とその添付書類とする。尚、詳細については「営繕工事に係る情報共有システム活用ガイドライン」によるものとする。

5. 機能要件

使用する情報共有システムは、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件2019年版 営繕工事編」を満たすこと。

6. 情報共有システム利用料

情報共有システムを利用する監督員等及び受注者の費用(利用料金)は、以下のとおり支出実績に応じた金額を設計変更の対象とする。利用料金は情報共有システムへの登録料及び使用料とする。

- ・公共建築工事：共通仮設費に積上げ計上
- ・建築設計業務：特別経費に積上げ計上

7. 情報セキュリティ対策

受発注者においては、最新のセキュリティ対策が講じられた端末を使用すること。
(ソフトウェアのアップデート及びウイルスパターンの更新)

8. 文書管理

情報共有システム対象書類はシステム内で決裁処理を行うことができるものとする。

9. 電子納品

情報共有システム利用時における電子納品については「営繕工事に係る情報共有システム活用ガイドライン」によるものとする。尚、情報共有システムの対象書類は電子納品の対象とする。

10. 検査

情報共有システム利用時における検査時の対応方法については「営繕工事に係る情報共有システム活用ガイドライン」によるものとする。

11. 留意事項等

本要領に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、受発注者の協議により、定めることとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日以降の起案にかかるものから適用する。